

○ 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

主要産業分野の標準的な訓練内容(教科の細目、訓練時間数の配分等)について、現状の技術動向等を踏まえより適切なものに改めるとともに、職業訓練指導員試験の学科試験の科目の内容について、当該訓練内容の見直しに伴ったものに改めるもの。
【今回の改正：園芸サービス系、印刷・製本系、食品加工系、化学系、塗装系、社会福祉系】

・主な改正内容(普通職業訓練の訓練内容の見直し)

園芸サービス系

☆造園科の教科科目を追加

庭園等の築造における技能及びこれに関する知識として必要なため、専攻学科に「関係法規」、専攻実技に「製図実習」を追加する。

印刷・製本系

☆製版科、印刷科及び製本科の基礎科目の訓練時間を変更

原稿の処理や加工を含む印刷技術のデジタル化の進展により、デジタルデータの作成及び出力作業の技能が必要なため、基礎実技の訓練時間を100時間から120時間に変更する(基礎学科の訓練時間を20時間縮減)。

☆製版科の訓練時間及び教科科目を変更

印刷技術のデジタル化が進んだことにより、デジタルデータのレイアウト及び校正等の画像処理における技能が必要なため、専攻実技の訓練時間を290時間から350時間に変更する(専門学科の訓練時間を60時間縮減)。

また、対象が書籍に限定された「組版デザイン実習」について、ポスター作成等を含めた「レイアウトデザイン実習」に改める。



食品加工系

☆食肉加工科の設備の変更

「くん煙装置」について、「食肉加工用機械」に含まれていることから削る。

化学系

☆公害検査科の教科科目の変更

専攻学科の「公害概論」について、公害及び環境全般を取り扱うため「公害総論」に改めるとともに、「汚染物質」及び「音響及び振動」について、それぞれの公害の特性に特化した内容を取り扱うため「水質・土壌概論」、「大気概論」及び「騒音・振動概論」に改める。

塗装系

☆金属塗装科及び木工塗装科の教科科目名の変更

文言の適正化の観点から、金属塗装科及び木工塗装科の実技科目である「塗装実習」について、それぞれ「金属塗装実習」及び「木工塗装実習」に改める。

社会福祉系

☆介護サービス科の教科科目の変更

「介護機器取扱実習」について、介護現場で用いられるより幅広い機具を取り扱うことを対象とするため「福祉用具・介護用品取扱実習」に改める。

(参考) 職業訓練基準等の見直しについて

職業能力開発促進法

第19条

公共職業能力開発施設における普通職業訓練は、厚生労働省令で定める基準に従う必要がある。
※地方自治体が設置する施設については、省令で定める基準を参酌した条例に定める基準に従うことが必要。

第28条

普通職業訓練は厚生労働省で定める職種ごとに免許等が必要。

職業能力開発促進法施行規則

第10条

普通課程の普通職業訓練に関する基準を規定。

別表第2

主要な産業分野に関し、訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

第37条

職業訓練の免許の職種等を規定。

別表第11

免許の種類、職業訓練指導員試験の科目等を規定

一部に近年の産業技術・産業動向等との隔たりが見られる

訓練内容の改正に併せて必要な箇所を修正

標準的な訓練内容、職業訓練指導員試験の科目等の見直し